

(様式 1)
 審査基準（申請に対する処分関係）

		担当課	林業政策課	検索番号	5-19
法令名	森林組合法	根拠条項	100の16		
許認可等	生産森林組合の合同会社への組織変更の認可				
<p>森林組合法（昭和53年5月1日 法律第36号） (根拠規定) 第100条の16 組織変更は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>(許認可等の基準) 森林組合等関係法令の処分に係る審査基準等の設定について（平成29年4月10日付け 29林第13号農林水産部長通知） 1 審査基準 (18)法第100条の8第1項の規定による生産森林組合の株式会社への組織変更の認可に係る審査基準は、同条第2項において準用する法第79条第1号の認可の基準のとおりとする。 (19)法第100条の16の規定による生産森林組合の合同会社への組織変更の認可に係る審査基準は、(18)に準ずる。</p> <p>法第100条の8第2項 第78条第2項、第79条（第二号に係る部分を除く。）及び第80条の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。</p> <p>法第78条第1項 発起人は、創立総会の終了の後遅滞なく、定款及び事業計画を行政庁に提出して設立の認可を申請しなければならない。</p> <p>法第79条 行政庁は、前項第1項の規定による申請があつたときは、次に掲げる場合を除き、設立の認可をしなければならない。 1 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反するとき。</p> <p>(その他)</p>					